

大和市告示第198号

大和市市民活動推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月1日

大和市長 古谷田 力

大和市市民活動推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市市民活動推進補助金交付要綱（平成21年大和市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）」を「補助事業」に、「事業者」を「及び事業者」に、「をいい、その補助区分等は」を「とし、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び交付回数の制限は、」に改め、「掲げる」の次に「補助区分に応じ、それぞれ同表に定める」を加える。

第4条を削る。

第5条中「補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）」を「申請者」に、「定める」を「規定する」に改め、「及び事業計画明細書」を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表中「、第4条」を削り、同表めばえの項中「50,000円」を「100,000円」に改め、同表備考中「など」を「等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定、第4条を削る改正規定、第5条の改正規定及び同条を第4条とし、第6条を第5条とする改正規定並びに別表備考の改正規定は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大和市市民活動推進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）別表（備考を除く。）の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。